オーストラリアのパラレルレポート：今日の障害者の権利

（抄訳・JD仮訳）

DISABILITY RIGHTS NOW

国連・障害者権利委員会への市民社会報告

作成：障害者代表、権利擁護、法律、人権団体

2012年8月（第１回審査の事前質問事項前）

（訳者注：本パラレルレポートの英語原文は225頁で、本仮訳では最初から「要約」までの26頁のみを訳した。すでに第２回締約国報告の審査に向けての新しいパラレルレポート（JD仮訳準備中）が出ている。）

本報告書について

　障害者権利条約（CRPD）に関するこの市民社会報告は、オーストラリアによるこの条約の義務の遵守に関して障害者の見解を示すものである。

　この報告は、障害者やその団体および権利擁護団体との協議、政府や地域の調査による証拠、および障害者の人権保護・推進に取り組む市民社会による多様な報告や提出物などをふまえて作成された。政府のCRPD遵守についてこの報告で強調された課題やギャップは、比較的豊かで多くのオーストラリア人が高いレベルの自由、よい教育を得る機会、よい仕事に就く機会を享受し、個人の権利が尊重される国という文脈で考慮されるべきである。

　この取り組みの舵取りを支援するためプロジェクトグループが設けられた。それは以下の団体の代表から構成された。

　オーストラリア障害法センター

　オーストラリア障害者権利ネットワークおよびレッドファーン法律センター

　オーストラリア障害者団体連盟

オーストラリア人権センター

オーストラリア障害者権利擁護ネットワーク

ファースト・ピープル（オーストラリア先住民）障害者ネットワーク

　障害者オーストラリア

クイーンズランド権利擁護法人

目次

謝辞

推薦

背景

方法

要約**（本JD仮訳はここまで）**

勧告

第4条　一般的義務

オーストラリアの状況

CRPDを国内法とする法律の不在

障害者差別禁止法

　　　国家障害戦略

国家障害保険制度（NDIS）

代表組織を通じての障害者との関わり

全国および州障害者権利擁護プログラム

勧告　第4条

第5条　平等及び無差別

オーストラリアの状況

1992年障害者差別法（連邦法）の限界

複合差別に対応していないこと

効果的でない苦情解決

制度的差別に対する保護の欠如

中傷とヘイトクライムに対する保護の欠如（第15条、第16条も参照）

勧告　第5条

第6条　障害のある女子

オーストラリアの状況

オーストラリアにおける障害のある少女と女性に関する状況とデータ

障害のある少女および女性に対する非治療的不妊措置（第23条参照）

暴力（第16条参照）

健康管理への差別と不十分なアクセス（第23条、第25条参照）

雇用および賃金における差別（第27条および第28条参照）

刑務施設における過度の在所率と待遇（第13条、第15条参照）

勧告　第6条

第7条　障害のある児童

オーストラリアの状況

国家人権保護

自由な思想表現の自由

アボリジニとトーレス海峡島民の障害のある子どもと若者

勧告　第7条

第8条　意識の向上

オーストラリアの状況

メディア

勧告　第8条

第9条　アクセシビリティ

オーストラリアの状況

2002年アクセシブルな公共交通の障害基準

公共交通の障壁

2010年障害（敷地から建物へのアクセス）基準

アクセシビリティとオーストラリアの法制と政策

デジタル通信と情報（第21条も参照）

勧告　第9条

第10条　生命に対する権利

オーストラリアの状況

法律に基づく生命の権利の欠如

平均余命の低下

障害および高齢者ケア居住施設における死亡

生命救助措置の拒否

殺人事件における差別的判決

高い自殺率

勧告　第10条

第11条　危険な状況及び人道上の緊急事態

オーストラリアの状況

アクセスできない早期警告システム（EWS）

アクセスできない緊急施設

インクルーシブな防災計画と協議の欠如

復興活動におけるインクルーシブな計画の欠如

調整の欠如

勧告　第11条

第12条　法律の前に等しく認められる権利

オーストラリアの状況

第12条に関するオーストラリアの解釈声明

差別的な法律、政策、実践

後見制度、不動産管理および精神保健法

行政の対応の不十分性

勧告　第12条

第13条　司法手続の利用の機会

オーストラリアの状況

法的代弁

費用の障壁（第5条も参照）

制度的障壁

合理的配慮

刑務所制度での過剰な在所率

少年司法制度での過剰な在所率

陪審裁判

勧告　第13条

第14条　身体の自由及び安全

オーストラリアの状況

後見法

精神保健法と法廷

刑務所での恣意的拘留

恣意的逮捕と拘留（第13条も参照）

刑務所システムでの権利

勧告　第14条

第15条　拷問又は残虐な、非人道的な取扱い若しくは刑罰からの自由

オーストラリアの状況

制限措置

障害支援制度

精神保健支援制度

学校における制限的慣行（第24条も参照）

刑務所では（第13条、第14条も参照）

少年司法（第13条も参照）

移民拘留センター

自由かつインフォームドコンセントなしの医学的または科学的実験

勧告　第15条

第16条　搾取、暴力及び虐待からの自由

オーストラリアの状況

一般的な法・政策枠組み

発生状況データ、発見および報告

施設と居住ケア施設

精神保健支援

教育システムで

社会保護措置と支援プログラム

家庭内暴力に対するサービス

勧告　第16条

第17条　個人をそのままの状態で保護すること

オーストラリアの状況

第17条に関するオーストラリアの解釈声明

非自発的精神保健治療

勧告　第17条

第18条　移動と国籍の自由

オーストラリアの状況

第18条に関するオーストラリアの解釈声明

障害を持つ人の貢献の可能性を考えることの欠落

強制HIV検査

障害を持つ人々がオーストラリア国内を移動する自由の欠如

勧告　第18条

第19条　自立した生活及び地域社会へのインクルージョン

オーストラリアの状況

一般的な法・政策的枠組み

支援つき住居、居住施設およびその他の特定目的の提供

老人ホームで暮らす若い人々

利用できず不適切な住宅と支援（第18条、第20条、第26条、第28条参照）

適切でアクセス可能な社会住宅と公営住宅の不足

私有の賃貸住宅および持ち家

勧告　第19条

第20条　個人の移動を容易にすること

オーストラリアの状況

プログラムの資金調達とアクセス

補助器具、用具および装置の開発

遠隔地および農村地域に住む障害を持つ人々

勧告　第20条

第21条　表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

オーストラリアの状況

政策の枠組み

政府情報

政府の協議プロセス

手話言語の公式な承認の欠如

勧告　第21条

第22条　プライバシーの尊重

オーストラリアの状況

一般的な法的枠組み

政府機関とe-ヘルスの相互作用から生じるプライバシーの懸念

居住ケア施設およびグループ・ホームにおけるプライバシーの尊重の欠如

雇用における「障害」の開示

苦情申し立てを妨げるプライバシー法の欠如

勧告　第22条

第23条　家庭及び家族の尊重

オーストラリアの状況

法的・政策的枠組み

非治療的不妊措置

障害のある親からの子供の引き離し

出産の自由、家族計画と親となる権利

強制中絶

養子縁組への不平等なアクセス

性と性的関係への権利

障害のある子どもが家族と暮らす権利

勧告　第23条

第24条　教育

オーストラリアの状況

一般的な法的・政策的枠組み

教育的不利益の発生率

「特別な」または隔離された学校

インクルーシブな通常の小中学校

制限的慣行、いじめおよび不適切な規律

不十分な資金および支援提供

高等教育

訓練を受けた教師と教育専門家の不足

勧告　第24条

第25条　健康

オーストラリアの状況

医療費負担の程度

アクセスの障壁

障害のある女性を含めることができない地域公衆衛生プログラム

障害に特化した保健サービスの欠如

心理社会的障害を持つ人々のためのサービスの欠如

アボリジニとトーレス海峡島民オーストラリア人：二次的障害の予防の失敗

ケア、コミュニケーション、訓練の質

勧告　第25条

第26条　ハビリテーション及びリハビリテーション

オーストラリアの状況

治療または関連医療サービスへのアクセス

障害者サービスの資金不足

保健サービスとリハビリプログラム

農村地域

アボリジニとトーレス海峡島民オーストラリア人

文化的、言語的に多様な背景の人々

心理社会的障害のある人々

データの制限

補助器具と設備

職員訓練

勧告　第26条

第27条　労働及び雇用

オーストラリアの状況

一般雇用あるいは開放的雇用のサポート

分離雇用

障害のある女性

勧告　第27条

第28条　十分な生活水準及び社会的な保障

オーストラリアの状況

特定の障害の種類を除外している機能障害評価

移民の待ち時間

適切な生活水準の確保

貧困と障害のつながりを認識するための措置の欠如

勧告　第28条

第29条　政治的及び公的活動への参加

オーストラリアの状況

有権者名簿からの除外

無記名投票へのアクセスの欠如

郵便投票へのアクセスの欠如

アクセスできない投票所と情報

障害を持つ人々の選挙権のはく奪

代議政府の議員の中の障害を持つ人々の不在

代表的な障害者団体に対する不十分な政府の支援

勧告　第29条

第30条　文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

オーストラリアの状況

アクセスできない文化行事、パフォーマンス、および媒体

創造的な努力を育む機会の欠如

アクセスできない観光サービスと施設

スポーツとレクリエーションへの参加率の低さ

友情と社会的結びつき

勧告　第30条

第31条　統計及び資料の収集

オーストラリアの状況

勧告　第31条

第32条　国際協力

オーストラリアの状況

勧告　第32条

第33条　国内における実施及び監視

オーストラリアの状況

勧告　第33条

略語

謝辞

CRPD市民社会報告プロジェクトグループは、以下の個人および団体の貢献と支援に感謝します。

•各州および準州で開催された公聴会のすべての参加者と、公聴会の推進と運営を支援した各都市の連携団体。この公聴会には、100人以上が参加し、そこには障害者団体、障害者の権利擁護や法的団体の個人や代表者が含まれていました。

•コミュニティに特有の問題を報告書に取り上げるために意見を聞かれた農村および遠隔地域の代表者と、アボリジニとトーレス海峡諸島の代表者。

•オンライン調査とワークブック（小冊子調査）に参加するために時間を費やしたすべての個人および組織。ウェブサイト調査を通じて193以上の個人回答がありました。さらに、ワークブックをダウンロードして完成・提出した団体により５回答がありました。ウェブサイトはまた、市民社会の代表者に関連資料のさらなる提供を呼びかけました。本報告書の著者は幸いなことに、障害者団体、障害者権利擁護団体、市民社会グループが作成した情報集、報告書、事例報告、その他の文書の形で数十件の応募を受け取りました。

•知識と専門性を私たちと共有したすべての組織。

本報告書のための資金負担、草案作成および編集に多大な貢献をしたCRPD市民社会報告プロジェクトグループのメンバーとその組織：

Therese Sands、障害者オーストラリア　事務局長

Joanna Shulman、レッドファーン法律センター　最高責任者（CEO）

Lesley Hall、最高責任者（CEO）およびDavid Webb、全国プロジェクト主任　オーストラリア障害者団体連盟

Rosemary Kayess、ニューサウスウエールス大学（UNSW）法学部　オーストラリア人権センター人権・障害プロジェクト主任

Kevin CocksおよびKen Wadeクイーンズランド権利擁護社

Andrea Simmons、最高責任者（CEO）およびDavid Craig、事務局長　オーストラリア障害者権利擁護ネットワーク

Fiona Given、オーストラリア障害者法センター[[1]](#footnote-1)　法務担当官

Damian Griffis、ファースト・ピープル（オーストラリア先住民族）障害者ネットワーク執行役員

プロジェクトグループは次の人々の支援に感謝します。DLA Piper(高裁的な法律事務所：訳者注)、レッドファーン法律センターのJay Williams、Laura CostelloおよびShannon Torrens、そしてDavid Craig（障害者権利擁護ネットワークの元委員長）。

CRPD市民社会報告プロジェクトグループは、DLA Piperスタッフの次の人々の重要な貢献とプロボノ支援（専門性を活かした社会貢献活動：訳者注）に対して特に感謝します。Nicolas Patrick、Amelia Dixon Weidner、Ben Schokman、Alison Ewart、Emily Christie、Marcus Bagnall、Alexandra Parker、Prabha NandagopalおよびJaimie Wolbers。

**オーストラリア政府からの資金**

プロジェクトグループは、オーストラリア政府の家族、住宅、地域サービス、先住民問題（FaHCSIA）省がこの報告書の作成に提供した支援に感謝しています。

家族、住宅、地域サービス、先住民問題省に代表される連邦政府は、この報告書に含まれる資料の正確性または完全性について一切の責任を負いません。さらに、連邦政府は、全部または一部を問わず、本報告書に記載された情報に基づいてなされたことであれなされなかったことであれ、だれに対してであれ、何に対してであれ、何の結果に対してであれ、すべての責任を放棄します。

推薦

以下の組織は、この報告書の全部または一部を支持している。

アボリジニとトーレス海峡諸島の女性法律・権利擁護サービス

ニューサウスウエールス（NSW）アボリジニ障害ネットワーク

オーストラリア首都特別地域（ACT）障害、高齢者ケア権利擁護サービス（ADACAS）

住居の自立と尊厳向上行動（AMIDA）

インクルージョンのための権利擁護

権利擁護法律連盟

権利擁護タスマニア

AMPARO権利擁護法人

Armadale家庭内暴力介入プロジェクト

オーストラリア障害者法センター

オーストラリア障害と開発コンソーシアム

オーストラリア障害者団体連盟（AFDO）

人権のためのオーストラリア弁護士

ユニバーサル住宅設計のためのオーストラリアネットワーク

オーストラリア障害と多様化雇用（ADDE）

NSW（ニューサウスウェールズ）の脳傷害協会

バンバリー地域法律センター

ケアンズ地域法律センター

農村地域法と司法センター

障害のある児童オーストラリア

コミュニケーション権オーストラリア

コミュニティ保護連合

ダーウィン地域法律サービス

南オーストラリア（SA）障害権利擁護苦情サービス

障害権利擁護ネットワークオーストラリア（DANA）

NSW障害権利擁護

ビクトリア州障害権利擁護株式会社

障害差別法律サービス

障害情報センター

オーストラリアてんかん協会

民族と障害支援センター

家族権利擁護

ファースト・ピープル（先住民族）障害ネットワーク（オーストラリア）

フレミングトン・ケンジントン地域法律センター

Gippsland地域法律サービス

ビクトリア州女子卒業生の会

人権法センター

ハンター地域法律センター

タウンズビル独立系権利擁護

知的障害権利サービス

イプスウィッチ地域権利擁護サービス株式会社

NSW多文化障害権利擁護協会

地域法律センター全国協会

知的障害者全国協議会

全国精神保健利用者とケアラーフォーラム

NSW精神保健消費者諮問グループ

障害のある人オーストラリア

公益権利擁護センター

クイーンズランド・ユニバーサル住居設計のための活動

クイーンズランド権利擁護社

クイーンズランド独立法律サービス協会（QAILS）

クイーンズランド公益法律情報センター（QPILCH）

クイーンズランドシェルター

レッドファーン法律センター

国際リハビリテーション協会(RI)（オーストラリア）

行動の権利

SCALES地域法律センター

ショールコースト地域法律センター

内なる姉妹

あなたのために話す株式会社

STARビクトリア

サンシャインコースト市民権利擁護プログラム

権利擁護と支援センター（TASC）

トップエンド女性法律サービス

障害のある人のためのビクトリア権利擁護連盟（VALID）

障害のある女性オーストラリア（WWDA）

西オーストラリア女性法律センター

女性法律センター

NSW女性法律サービス

青少年障害権利擁護サービス

背景

**オーストラリアの政府と法制度の紹介**

1　オーストラリアは世界標準に照らして裕福な国であり（世界第8位[[2]](#footnote-2)）、一人当たりの国内総生産は37,564.67米ドルに相当する。オーストラリアはまた、世界で最先進国の一つであり、国連人間開発指数で第2位（ノルウェーに次ぐ）である[[3]](#footnote-3)。

2　多元的な民主主義であるオーストラリアは、政治的安定を永続させている国として認められている[[4]](#footnote-4)。それは中央連邦政府と6つの州と3つの領土からなる連邦制度をとっている。オーストラリアの連邦政府制度は、オーストラリア憲法で規定され、連邦の権限を制限している。オーストラリア憲法には、連邦の法的権限を制限する一連の「権限の列挙」が含まれている。連邦政府は憲法第51項[[5]](#footnote-5)で概説された立法責任を有し、特に第51項（xxix）（外交の権限）では人権条約に基づくオーストラリアの義務を明確にしている。

3　連邦政府が国際的な義務を履行し、その義務を果たすために国内の法律を制定することができるのは、この外交上の権限による。憲法には、一連の分類された権利は含まれていないが、憲法は6つの明示的およびいくつかの暗示された権利の源泉となっている。憲法に盛り込まれている明示的な権利には、陪審裁判、投票、信教の自由が含まれる[[6]](#footnote-6)。裁判所は、政府の行動に対する憲法上の暗黙の制限の領域を時間をかけて確立してきた。暗黙の権利、あるいは正しくは自由、の領域は、政治的コミュニケーションの自由を含む[[7]](#footnote-7)。オーストラリア憲法には、障害または障害者のための規定がなく、明示的言及もない。

4　オーストラリアの憲法には権利の規定が含まれていないため、オーストラリアにおける人権の源泉は、外交権を通じて、そして9つの中核的人権条約のうち7つへの署名と批准を通じて生まれている[[8]](#footnote-8)。オーストラリアは憲法上の権利章典または法律上の人権法を有しておらず[[9]](#footnote-9)、現在、人権の包括的な法的保護の形態を持たない唯一のコモンロー（\*成文化された法律ではなく、判決（判例）が積み上げた合意を基盤として成り立つ）国である[[10]](#footnote-10)。

5　オーストラリア憲法に列挙されていない権力は、州の立法能力の範囲内であり、事実上十分で、また、州の「平和、秩序、良好な政府」のために必要なものによってのみ制限される[[11]](#footnote-11)。オーストラリアには3つの自治領土があり、それぞれにも包括的権限がある。しかし、自治の源泉は憲法上の権力ではなく、連邦の法律である。自治区では、連邦議会は法制化の全権限を保持し、自治領土の法律を無効にすることができるが、まれにしか無効にはしていない。連邦制の下で、刑法、警察、健康、教育、社会サービスの提供は、主にオーストラリア州政府と領土政府の責任である。

6　連邦主義に関する問題に取り組むために、オーストラリア政府協議会（COAG）はオーストラリアにおける重要な政府間フォーラムとして結成された。COAGは首相、州首相、領土首相、オーストラリア地方自治体連合（ALGA）総裁で構成されている。1992年に設立されたCOAGの役割は、国家的意義を持ち、オーストラリアの各政府による協調行動を必要とする政策改革の実施を開始、開発、監視することである[[12]](#footnote-12)。

方法

**組織と参加**

7　この障害者権利条約（CRPD）についての市民社会報告は、オーストラリアの7つの主要な障害団体の代表者からなるプロジェクトグループによって起草された。その目的は、CRPDのオーストラリアの遵守状況を市民社会の視点で評価することである。

8　CRPD市民社会報告プロジェクトのための調整委員会が、以下の組織で構成された。

（a）オーストラリア障害者法センター（かつての、地域法律センター全国協会を代表していたNSW障害者差別法律センター）、

（b）障害者オーストラリア、そして

（c）クイーンズランド権利擁護社

9　プロジェクトの運営を進めるために、プロジェクトグループが設立された。プロジェクトグループは、以下の組織の代表者で構成された。

（a）オーストラリア障害者権利ネットワークとレッドファーン法律センター

（b）障害者オーストラリア

（c）クイーンズランド権利擁護社

（d）オーストラリア障害者団体連盟

（e）オーストラリア障害法センター（旧NSW障害差別法律センター）

（f）オーストラリア障害者権利擁護ネットワーク

（g）オーストラリア人権センター、そして

（h）ファースト・ピープル（オーストラリア先住民族）障害者ネットワーク。

10　プロジェクトグループの役割：

（a）市民社会報告の作成プロセスに関して助言する。

（b）州/準州レベルで公聴会を調整する。

（c）市民社会報告の作成とNGO代表団の国連への派遣のための資金調達を支援する。

（d）連絡先、統計、報告書などの情報を提供することによってDLAパイパーに指示を与える。そして、

（e）市民社会報告を是認する。

11　プロジェクトグループはこの課題に関して、DLAパイパーのプロボノ支援の援助を受けた。DLAパイパーはオーストラリアの各州および準州での公聴会の促進を支援し、市民社会報告書の最初の草案を準備し、その後最終報告に至るまで継続的に支援した。

12　プロジェクトにおけるDLAパイパーの具体的な役割は、

（a）プロジェクト計画を策定する。

（b）プロジェクトグループ会議を調整する。

（c）障害者権利条約（CRPD）に関する背景情報、公聴会のワークブックおよびプログラムを含む公聴会資料を作成する。

（d）州及び準州の公聴会のための事務局及びプログラムの編成を含め、プロジェクトグループのメンバーとの協議を行う。

（e）CRPDに関する市民社会報告の最初の草案を提出する。そして

（f）CRPDに関する市民社会報告に関する継続的な支援と完全なフォローアップ活動を行う。

13　家族、住宅、地域サービス、先住民族省（FaHCSIA）も、オーストラリア全土で行われた公聴会と報告の修正協議のための支援を行い、プロジェクトグループに貴重な貢献を行った。

14　調整委員会の各委員は、プロジェクトの開発、プロジェクトグループの編成、DLA Piperの指導に多くの時間を費やした。プロジェクトグループの各メンバーは、公聴会資料の作成、オーストラリア各地での公聴会の共同推進、ウェブサイトの開発、市民社会報告の作成と編集に大きく貢献した。

15　市民社会報告の目的は以下の通りであった。

（a）オーストラリアの障害者の見解と実体験を反映する。

（b）現在オーストラリアの障害を持つ人々がCRPDに規定されている基本的人権と自由を享受している程度を特定する。

（c）CRPDの各条項の実現の程度を特定する。

（d）CRPDの権利と自由をオーストラリアの障害のある人々が完全に享受することを妨げている事項を特定する。

（e）CRPDの権利と自由の完全な実現を促進する。そして

（f）CRPDの権利と自由の実現に役立つ政府の行動のための勧告を行う。

**考慮事項**

16　オーストラリアのCRPDの実施状況を分析する際に、プロジェクトグループは次の点に留意した。

（a）オーストラリアの障害者の実体験、

（b）新しい政策の実施、

（c）政治的意思を法的枠組みに変換する法律、

（d）政策と法律を現状の変化につなげるプログラムの開発、

（e）予算配分、

（f）CRPDの権利についての公務員の訓練、

（g）全ての政策および立法の開発において、すべての社会経済的、宗教的および文化的背景の、あらゆる種類の障害のある人々を組み入れること、そして

（h）立法、行政、政策の枠組みにジェンダー視点を含めること。

**プロセス**

17　2009年11月から12月まで、地域公聴会がリスニングツアーの形で行われた。プロジェクトグループの代表者は、オーストラリアの各州都に旅行し、障害者、障害者の代表者や支援団体と協議し、CRPDと障害者の実際の経験について話し合った。公聴会はシドニー（2009年11月10日）、メルボルン（2009年11月16日）、キャンベラ（2009年11月20日）、アデレード（2009年11月25日）、パース（2009年11月30日）、ダーウィン（2009年12月7日）、タスマニア（2009年12月3日）そしてブリスベン（2009年12月12日）でもたれた。

18　2009年12月には、CRPD市民社会報告の情報を障害関係者と一般市民の両方に提供するためのウェブサイトが作成された。これには意見提出を促す意図もあり、200件以上の反応があった。このウェブサイトはプロジェクト全体を通じて定期的に更新された[[13]](#footnote-13)。

19　2010年、プロジェクトグループは、会員、利用者、および障害のある構成員の実体験の情報提供を受けるために、障害者の代表者、権利擁護や法律団体を招いた。

20　2010年4月にプロジェクトグループの代表者は、CRPDと障害のあるアボリジニとトーレス海峡諸島の人々の実体験を話し合うために、先住民障害ネットワーク（オーストラリア）と会った。

要約

21　障害者権利条約（CRPD）に関するこの市民社会報告は、この条約に基づくオーストラリアの義務の遵守に関する障害者の見方を示すものである。

22　この市民社会報告は、障害者及び障害者を代表する団体や権利擁護団体との協議、政府や地域社会の開始した調査からの証拠、そして障害者の人権の保護と促進を行う市民社会団体による様々な報告書や提出物からなる。この報告書で提起さ​​れた問題と政府のCRPDへの遵守に関して浮かび上がった隔たりは、比較的裕福で、ほとんどのオーストラリア人が高いレベルの自由を享有し、良い教育を受け良い仕事を見つける機会を享受し、個人の権利が尊重されている国という文脈の中で分析されるべきである。

**オーストラリアの障害のある人々の権利の推進に関する動向**

23　このレポートの作成に関わった市民社会団体は、過去30年にわたってオーストラリアが障害者の市民的、政治的、経済的、文化的権利を向上させる上で大きな進歩を遂げたことを認識している。そこには次のことが含まれる：

（a）教育基準の開発、交通、施設へのアクセスを含む障害者差別法制、

（b）障害支援年金（Disability Support Pension：DSP）およびその他の所得手当を通じた所得保障へのアクセス、

（c）障害者の教育、雇用、文化生活へのより広範囲の参加を支援する具体的な措置やプログラム。

（d）多くの集合的ケア施設の閉鎖や、自立生活を支えるための個別的な本人中心アプローチ、特に国家障害保険制度（NDIS）など、障害のある人々が地域社会で生活できるようにする具体的な措置やプログラム、

（e）障害者の司法制度へのより多くのアクセスを確保し、暴力や虐待からの自由を確保するための具体的な措置やプログラム、

（f）障害者団体（DPO）への資金提供、障害者の生活に影響を及ぼす事項に関する障害者との協議への取り組みの拡大、

（g）障害者のための権利擁護団体および法律センターへの資金提供、

（h）電気通信を含む補助器具と設備への財政支援の改善、

（i）オーストラリアのすべての管轄地域にわたってCRPDを実施するための国家障害戦略（NDS）の導入、そして、

（j）第32条に基づくオーストラリアの義務を周知するための「すべての戦略の開発」の作成と実施。

24　しかし、これらの改革にもかかわらず、障害のある人々は、オーストラリアの障害のない人々や他の類似の国の障害のある人々と比べて大きく後れを取っている。

25　以下は、オーストラリアの障害のある人々の現状の寸評である。

**障害者、障害者を代表する団体とその権利擁護団体の参加（第4条および第33条）**

26　オーストラリアは、CRPDの実施の計画、実施、監視のすべての段階において障害者およびその団体を効果的に関与させることに失敗している。これは、CRPD遵守に重要かつ下支えとなる要素であるため、障害のあるオーストラリア人の完全なインクルージョンの点で、人権侵害と政策のギャップに対応するための全ての現在の努力を危険にさらしている。

27　オーストラリアは、CRPDの計画、監視、実施において障害者およびその団体の効果的かつ代表的な声が発せられるよう強固な仕組みを確立し、十分な資源を提供しなければならない。

28　すべてのオーストラリア政府（連邦、州、準州）は、障害のある個人がCRPDの権利と基本的な自由を主張し、認められるために必要な権利擁護支援にアクセスできるよう、十分な資源を提供しなければならない。

**法制枠組み（第5条）**

29　オーストラリアは、条約に基づくオーストラリアの義務を取り入れた、包括的で司法的に実施可能な人権法の制定に失敗した。既存の法律は、条約の義務の完全な履行には及ばない。現在の差別禁止法は、制度的差別と複合差別からの効果的な保護をしていない。障害者差別法はまた、その有効性を損なう制約と免除を設定している。

30　法律、政策、プログラムが、州・準州政府によって異なる。これは、障害のある人々が州間を移動し、かつどこででも権利と自由の平等な保護を享受する能力を制限する。

31　オーストラリアは、CRPDに反映されているより広い人権を保護する人権法を制定する必要がある。

**障害のある女性（第6条）**

32　障害のある女性が経験する、より程度のひどい差別や不利益は、「ジェンダーに中立的な」障害サービス法や政策、また女性一般を対象とした法律や政策によっても、おおむね取り上げられておらず、認知されていない。この報告では一貫して、障害を持つ女性の懸念事項が強調されており、すべてのオーストラリア政府がオーストラリアの障害のある女性の状況を包括的に調査し、障害のある女性がその権利を行使できるようにするための法・政策的枠組みを強化するよう勧告している。

**障害のある子ども（第7条）**

33　オーストラリアには、オーストラリアの障害のある子どもを含むすべての子どもの権利を特に推進、擁護、調査する国家児童長官がいない。障害のある子供や若者は、子供や若者一般を対象とした意思決定プロセスから除外されることがよくある。アボリジニとトーレス海峡諸島の障害のある子どもは、全面的な発達と地域生活への参加のために必要な早期介入支援をしばしば提供されていない。この報告は、障害のある児童および若者に関する懸念を至る所で強調しており、オーストラリアが、CRPDおよび子どもの権利条約（CROC）に含まれる権利の推進の視点で、障害児の状況を包括的に調査するよう、勧告する。

**オーストラリア政府の行動のための優先的横断的課題**

34　非英語圏の背景の障害のある人々や障害のあるアボリジニとトーレス海峡島民の人々が経験する複合的差別は、すべてのオーストラリアの政府によって優先的に注目されなければならない。これらのグループはいずれも、深刻な程度の貧困を含む、より深刻な差別や不利益を経験している。総合的で分類されたデータを収集しないと、しばしばこの事実は隠蔽されてしまう。現在の差別立法、政策、プログラムは、この問題に対処するには不十分である。

**障害理解（第8条）**

35　この報告は、政府行政、経済界および地域社会のすべての分野をまたがった障害理解に対処するための政府による協調行動の必要性を強調している。メディア、教育、雇用、保健、司法制度の各専門家のためのインクルーシブな実践に関する教育の必要性が特に注目されている。

**アクセシビリティ（第9条）**

36　差別禁止法の制定に関し、政府はいくつか前向きな成果を上げたが、この報告書は地域社会を完全にアクセシブルにするために、すべてのレベルの政府のより一層の努力を求める。 CRPDの多くの条項の実行は、アクセス可能なインフラ、交通および通信に大きく依存している。

**人道緊急時の保護（第11条）**

37　オーストラリア人は、天候の厳しい時期の洪水や低木地帯の火事による人道的災害を近年経験している。これらの経験から、災害の計画と準備には緊急時および災害管理の準備、計画、実施および災害後復旧の段階を通じて、多様な種類の機能障害のある人々の具体的なニーズを考慮する必要があることは明らかである。

**法の前での平等な認識（第12条）**

38　多くの法律、政策、実践は、法の前の人としての、障害を持つ人の認知を否定または軽視するか、その人の法的能力を行使する能力を否定または軽視している。代理意思決定制度は管轄区域ごとに異なっている。それは、人権の重要かつ広範な違反、特に意思決定支援を必要とする人に対する違反の重要な要因ともなっている。

39　オーストラリアは、第12条に関する解釈宣言を取り下げなければならない。

**司法へのアクセス（第13条）**

40　オーストラリアの障害を持つ人々は、障害のない人々と同等の条件で司法制度に完全に参加することはできない。陪審への参加、裁判手続きのアクセシビリティと適合性、手頃な価格の独立した法律サービスへのアクセス、矯正施設内での公正な処遇と障者支援へのアクセスとリハビリテーションは、障害理由による差別の継続を許している。

さらに、認知機能障害や心理社会的障害を持つ人々の法の前での信頼性が、証人としても被害者としても認められないために、虐待や犯罪の加害者がそのような行為の通常の結果をまぬがれることを可能にしている。

41　司法制度における障害のある人の割合が不釣り合いに高いことは、司法制度が保護刑を転用・防止し、拘束後に適切な支援とリハビリテーションを提供することに大きな失敗をしたことを描き出している。

42　障害者が司法制度でどのように扱われるかに関して大きな改革が必要である。

**人の自由と安全（第14条）**

43　オーストラリアでは、法律は適法かつ適切な理由なく自由を奪うことを認めていないが、障害を持つ人々は、一般住民よりも自由を奪われる率が高い。実際、後見法は個々人の自律を支えることから遠ざかり、より父権主義的かつ保護的なアプローチに向かっているという証拠がある。認知の障害や心理社会的障害を有する人々の状況について特に懸念が生じている。

**残酷で非人道的な扱いと虐待とネグレクトからの自由（第15条及び第16条）**

44　我々の協議を通じて、特に認知障害や心理社会的障害を有する人々および認知症の人々に関する広範な虐待、非人道的扱いおよびネグレクトの証拠が明らかになった。医療モデルの解決策やアプローチ、行動管理の体制、障害や医療の専門家による重大なレベルの人権の無視はすべて、障害のある人々が経験する虐待や非人道的な扱いにつながっている。入国管理センターに入所した人々への粗末な扱いやネグレクトについても、大きな懸念が生じている。そこでの人権侵害や虐待の結果、心理社会的障害を発生させた人が存在するのである。

45　これらの問題に関連する、独立した個人的および制度的権利擁護支援へのアクセスと法的援助は予算不足で、人権を保護し促進するために援助を必要とする障害のある多くの人々が利用できないまたはアクセス可能でない。

46　この報告は、施設又は強制治療体制に置かれている障害者の虐待、問題のある処遇及び放置に関する大規模調査及び抜本的改革を求めている。また、政府が、障害のあるすべての人々が利用できる独立した権利擁護プログラムへの予算の改善を通じて、そのような怠慢によって傷つきやすくなった人々を守るという義務を果たすことを勧告する。

**個人をそのままの状態で保護すること（第17条）**

47　特に強制治療命令（CTO）に関連する既存の精神保健法、政策、慣行、また、セーフガードと予算の不備は、個人の完全性を十分には保護しておらず、場合によっては積極的に人の完全性に害を及ぼしている。

48　オーストラリアは第17条に関する解釈宣言を撤回しなければならない。

**移動と国籍の自由（第18条）**

49　オーストラリアの移民法と難民政策は、障害のある人やその家族を差別し、彼らの移動の自由と国籍の選択を厳しく制限している。

50　オーストラリアは第18条に関連して解釈指針を撤回しなければならない。

**地域社会での自立生活と自己決定（第19条と第20条）**

51　住居や障害者支援の入所施設モデルを終了する法律が導入されているにもかかわらず、障害を持つ多くの人々は、政府が各管轄において必要な改革への投資に取り組むという姿勢が欠如しているために、施設的倉庫的住宅と支援の方法に依然として頼っている。現行の予算手当は大幅に不足し、資金管理はほころびて非効率的であり、地域や州ごとの手続協定があるという性質上、オーストラリア内の移動の自由を制限または防止している。移動と自立性を促進する補助器具と設備へのアクセスは画一支給とされ、権利として提供されるものではない。ただし、オーストラリア政府が、オーストラリアにおける障害者支援予算の大幅な改革と資金調達の促進を求める生産性委員会（PC）の報告を支持していることは評価できる。

52　オーストラリアは、障害のある人々のために住宅と支援を提供するすべての施設、強制的な共同居住施設、その他の集合居住施設を閉鎖する必要がある。政府は、地域社会で自立して生活するために必要な補助器具と設備を資格のあるすべての人の権利とし、障害者への資金援助が個人の自主性と自己決定を最大にする改革を導入しなければならない。

**表現の自由と情報へのアクセス（第21条）**

53　あらゆる人々がコミュニケーションと意見の表明の機会を平等に共有するために、さまざまなメディアの情報が色々な形式でアクセスできることを保証するため、政府のあらゆるレベルにおいて多大な努力が必要である。聴覚障害者にとっては、オーストラリア手話（Auslan）が政府によって正式に認められていることも必須である。

**家庭と家族の尊重（第23条）**

54　障害を持つ多くの人々は、性的表現、誰と親しくなるかの選択、家庭を築くこと、そして子育て支援など、そのすべてはほとんどのオーストラリア人にとって当たり前のことである権利に関して、差別やネグレクトを経験している。障害者支援の利用者の多くは、支援スタッフやサービス事業者からの父権主義的で道徳的な態度を経験しており、親密な関係や友情の構築と継続に必要な援助や、結婚やパートナーとなることの意思決定支援は、政策レベルでもサービス提供レベルでも、あまりまたは全く受けられない。障害を持つ親に対する広範な差別は、児童保護機関および障害者支援制度の窓口で発生し、子どもの引き離し率が障害のない親からよりも障害のある親からの方がはるかに高い割合になることに繋がっている。

55　障害のある女性および少女の非治療的不妊措置の継続的な使用、およびオーストラリアがこの慣行を禁止する立法に失敗したことに特に注意が向けられる。

56　この報告は、家庭生活に参加するという基本的人権の尊重と認識の向上に関連して、立法、支援制度および障害者と広域地域社会に対する教育の大幅な改革を求めている。また、障害のある女性や女児の非治療的不妊措置を禁止する法律が求めている。

**教育（第24条）**

57　オーストラリアは、障害のある学生に主流教育システムの教育を完全かつ平等に利用可能にすることに失敗したことで、障害を持つ人々がオーストラリア社会の経済的、文化的、社会的、政治的生活に完全に貢献できる可能性を損なった。十分な訓練を受けていない教師、不十分な障害支援予算、インクルーシブな教育への道徳的なコミットメントの欠如、州教育機関の指導性の不足はすべて、この分野における重大な制度的欠陥の原因である。効果的かつインクルーシブな教育制度を提供できないと、分離された特別学校への需要が継続し、その結果、子ども時代でもその後の成人期でも、人生の他の局面におけるインクルージョンの可能性が制限される。

58　この報告は、インクルーシブ教育におけるよい実践に関連して、すべてのオーストラリア政府に改革のための強い指導力と予算に向けてのより大きな努力を求めている。

**健康、ハビリテーション、リハビリテーション（第25条と第26条）**

59　地域保健、急性期ケア、および障害医療の専門家へのアクセスは、より広地域保健予算への圧力の制限を受ける。保健システムの障害者に対する差別は、施設のアクセス困難性、すでに障害があるという理由で良好な健康を期待されないこと、そして性的および生殖の健康スクリーニングへのアクセスなどにみられる。

病院や保健サービス機関での配慮と、これら施設における多様な障害の支援ニーズに対応するためのケアの提供の欠如は、病院施設へのいかなる滞在をもストレスのかかるものにし、障害のある個人に、時には回復とは反対の結果をもたらす。

60　障害のあるアボリジニとトーレス海峡諸島島民の保健サービスへのアクセスはさらに制限されており、このため特に遠隔地では、しばしば合併障害の原因となっている。

61　集中的なハビリテーションやリハビリテーションプログラムの欠如は、障害のある多くの人々が自立した生活を経験し、地域社会の生活に完全に参加する潜在的可能性と能力を損なう。現在のサービスの多くは、分離された支援を提供していて、その結果障害を持つ多くの成人の人生を分離されたものとしている。また、障害の特定の健康ニーズに関連する専門障害者医療サービス、および地域社会の生活の自立と参加を最大限にするように設計されたさまざまな治療サービスの必要性もある。

62　すべてのオーストラリア政府がより広範な予防的かつ積極的な健康政策展開の中で障害者の健康ニーズを監査することと、専門家が障害関連のハビリテーションおよびリハビリテーションに関心を持ち、それらが主流の地域保健サービス内で提供されることが、不可欠である。

**労働と雇用（第27条）**

63　オーストラリアにおける障害者の雇用率はOECD諸国で最低グループに入っている。障害者の雇用を支援する様々な政府の労働市場対策があるが、就職率は非常に低く、先天的または長期的障害を持つ人よりもむしろ事故から復職する人々に役立っている傾向がある。障害のある多くの人々の雇用可能性を制限する、職場における構造的障壁と制度的障壁への対策はほとんど行われていない。政府の公共サービスにおける障害者の雇用率は過去20年間で低下している。政府によって支援され、助成されている保護/分離された環境での低賃金の職場は、多くの障害者にとって雇用の唯一の道であり続けている。アボリジニとトーレス海峡諸島出身の障害を持つ人々は、文化的に適した選択肢がないためしばしば雇用機会がより貧弱である。働き、生産的でありたいという同じ欲求を持つ、より多くの支援を必要とする多くの人々も、働けないと見なされ、生産的な生活から生まれる自尊心と幸福に重大な影響を受けている。彼らの積極的な貢献をする能力を最大限に生かした、労働へのより創造的で幅広いアプローチが開発される必要がある。

**収入と社会保護（第28条）**

64　オーストラリアは、障害支援年金（Disability Support Pension：DSP）やその他の手当を通じた所得保障を提供しているが、障害者は資金難と貧困の指標で高い割合を示している。障害を持つオーストラリア人の貧困率はOECDの27カ国のうち27位にランクされている。それにもかかわらず、オーストラリアは、就労能力を有するとみなされる障害者をDSPから引き離し、はるかに低額の失業手当に強制的に移行させる厳しい措置を導入している。新たな導入された機能障害表は、障害を持つ人々の特定のグループに悪影響を及ぼすもので、障害のある人々の雇用を促進するために公正なものでも有用な戦略でもない。

65　アボリジニとトーレス海峡諸島地域の人々のかなりの割合が何らかの種類の障害または健康状態を申告しているが、文化的に適切な雇用モデルがなく、より遠隔地域では限られた支援サービスしかないため、この人々はさらに深刻な不利益を受けている。

66　オーストラリアに来る障害を持つ移住者は（人道支援で入ってくる人を除いて）、障害支援年金を受けられるようになるまでに10年間待つ必要がある。

67　この報告は、オーストラリアが、障害者が生きてゆける水準の収入を得ることを可能にする所得保障改革を求めている。それにはアボリジニやトーレス海峡諸島地域の障害を持つ人々のさまざまなニーズが考慮に入れられ、移民のDSP受給資格期間が廃止される。

**政治・公的生活への参加（第29条）**

68　現在の選挙手続きに関する法律は、多くの障害者（特に知的障害および認知障害を有する人）が、立証されない限り能力を疑われ、オーストラリアの義務投票制度から自動的に除外されることを許容している。無記名投票の手配の利用しにくさのため、視覚障害や識字障害のある人には投票が不平等でアクセシブルでなくなっている。障害を持つ人々を代表する団体を支援するための資金が不十分であるため、選挙事務所の設立を含む政治的プロセスにおける障害者の積極的な参加を支援する能力が制限されている。

69　この報告は、すべての障害者が市民としての義務を果たす機会を最大限にするために、選挙法を改正し、投票と投票手段の提供及び支援へのより広範囲なアクセスの促進を求めている。政治分野における積極的な関与を促進するためには、障害を持つ人々の代表組織への資金援助の改善は、重要な戦略に違いない。

**文化生活、レクリエーション、レジャー、スポーツへの参加（第30条）**

70　広範な地域文化やレクリエーションの機会への参加を促進したり支援したりするプログラムに、政府はほとんど関心を示していない。政府はエリートスポーツプログラムに投資してきたが、レクリエーション、芸術および文化イベントやプログラム、そしてスポーツのクラブや活動への、アクセシブルでインクルーシブな草の根的な参加への資金助成はわずかであった。より高度の支援を必要とする人々が社会的なつながりや友情の機会そして所属意識を促進するというニーズに対する注目は、過去30年以上にわたり低下した。

71　芸術、レジャー、スポーツへの参加を通じて社会的つながりと友情を築くプログラムに支援する政府の行動が必要である。

**統計とデータ収集（第31条）**

72　オーストラリアは様々な方法で統計とデータを収集しているが、このデータは大部分が分類されておらず、また政策のために利用可能でない。

73　オーストラリアは、障害の種類や、その他の性別、年齢、地理的位置、先住民の地位、民族、文化的背景を含む人口統計的情報によって分類されたデータを収集するために、一貫したアプローチを開発しなければならない。

**国際協力と開発（第32条）**

74　オーストラリアは、統合された国際開発プログラムを支援するために積極的かつ多額の資金を投資してきた。しかし、障害のあるオーストラリア人とその団体が、この取り組みでリーダーシップを発揮するよう奨励し、開発途上国の障害者団体（DPO）とのつながりを確立するための資金助成に、より重点を置く必要がある。

75　この報告は、障害者を持つ人々が、他の途上国の障害者とその団体と直接的なつながりを持てるよう、主導性と参加のために予算をあてるようオーストラリアに要請する。

**国内実施と監視（第33条）**

76　オーストラリアはCRPDの実施と監視の仕組みを確立しているが、これはおおむね障害者の関与なしにつくられた。現在のCRPDの監視は、プロセスに障害者が名目的に関与したのみであり問題を残している。

77　オーストラリアは、CRPDの実施および監視プロセスのすべての局面に代表者および権利擁護団体を通じて障害者を関与させ、適切に財政支援をしなければならない。

**＜「勧告」以下の翻訳は省略（訳者）＞**

（訳：佐藤久夫、宮澤明音）

1. Formerly NSW Disability Discrimination Legal Centre. [↑](#footnote-ref-1)
2. Organisation for Economic Co-operation and Development, *Country Statistical Profiles 2009: Australia* (2009) OECD StatExtracts <<http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=csp2009>>. [↑](#footnote-ref-2)
3. United Nations Development Programme, ‘Human Development Index 2009’ (UNDP Development Reports, 2009) <<http://hdrstats.undp.org/en/countries/countr_fact_sheets/cty_fs_AUS.html>>. [↑](#footnote-ref-3)
4. International Telecommunication Union, *Australia ICT Data Collection Case Study* (Report, July 2005) <[www.itu.int/ITU-D/ict/cs/australia/material/AUS\_CS.pdf](http://www.itu.int/ITU-D/ict/cs/australia/material/AUS_CS.pdf)>. [↑](#footnote-ref-4)
5. *Commonwealth of Australia Constitution Act 1900*. [↑](#footnote-ref-5)
6. The enumerated rights with the *Constitution* are s 51(xxxi) Acquisition property on just terms; s 80 Trial by jury; s 92 Freedom of movement between States; s 116 Freedom of religion; s 117 Protection against discrimination on the basis of State residence; and ss 41 and 24 Voting rights. For further discussion of the nature and application of these rights seeN O’Neill, S Rice and R Douglas, *Retreat from Injustice: Human Rights Law in Australia* (Federation Press, 2005) 27. [↑](#footnote-ref-6)
7. Ibid. [↑](#footnote-ref-7)
8. *International Covenant on Civil and Political Rights* (‘*ICCPR*’), *International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights* (‘*ICESCR*’), *International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination* (‘*ICERD*’), *Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women* (‘*CEDAW*’), *Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment* (‘*CAT*’), *Convention on the Rights of the Child* (‘*CRC*’) and *Convention on the Rights of Persons with Disabilities* (‘*CRPD*’). [↑](#footnote-ref-8)
9. One state, Victoria, and one territory, the Australian Capital Territory have adopted a statutory Bill of Rights into their legislation. In 2004 the ACT adopted the *Human Rights Act 2004* (ACT)and in 2006 Victoria adopted the *Charter of Human Rights and Responsibilities 2006* (Vic)*.* [↑](#footnote-ref-9)
10. The UK and New Zealand do not have a constitutionally entrenched Bill of Rights but have incorporated a Bill of Rights into statute. The UK enacted the *Human Rights Act* in 1998 which incorporates the *European Convention of Human Rights* into the UK legal system and New Zealand adopted the *Bill of Rights Act* in 1990. [↑](#footnote-ref-10)
11. The courts have drawn on this provision to strike down legislation, most notably in the detention of non-citizens: see N O’Neill, S Rice and R Douglas, above n 6, 193. [↑](#footnote-ref-11)
12. Council of Australian Governments <[www.coag.org.au](http://www.coag.org.au)>. [↑](#footnote-ref-12)
13. See Disability Rights Now <[www.disabilityrightsnow.org.au](http://www.disabilityrightsnow.org.au)>. [↑](#footnote-ref-13)